生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表 〇生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準 (平成15年10月31日農林水産省告示第1796号)

改 正 後	改 正 前
生産情報公表牛肉についての生産行程管理者 <u>及び外国生産行程管理者</u> の <u>認証</u> の技術的基準	生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の <u>認定</u> の技術的基準
- (略) 二 生産行程の管理又は把握の実施方法 1~3 (略)	- 生産及び保管に係る施設 1 生産に係る施設 次の条件に適合していること。 (1) 生産に係る記録をする場所が、生産情報公表牛肉の日本農林規格(平成15年10月31日農林水産省告示第1794号。以下「日本農林規格」という。)第2条に規定する生産情報(以下「生産情報」という。)の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。 (2) と畜場が、日本農林規格に従って生産された牛のと畜処理及びと畜に関する記録をするに際し、他の牛と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。 (2) 生産情報の記録について、他の記録と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。 (2) 生産情報の記録について、他の記録と区別して3年間保管するに支障のない広さ及び構造であること。 (2) 生産情報の記録について、他の記録と区別して3年間保管するに支障のない広さ及び構造であること。 (2) 生産行程の管理又は把握の実施方法 1 生産行程の管理及び上把握の実施方法 1 生産行程の管理と外注管理(生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。)を含む。以下同じ。)又は把握を担当する者に、次に掲げる職務を行わせること。 (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進 (2) 次のアからウまでに掲げる事項に対応させて、生産情報を一元的に記録し、及びその記録を保管すること。 ア 国内で出生した牛にあっては、個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。)第2条に規定する個体識別番号をいう。以下同じ。) (1) 生たら牛トレサ法第9条の規定により個体識別番号が通知されてからとさつまでの間にあっては、個体識別情報(牛の個体を識別するために必要な情報として生産行程管理者が指定する番号又は記号その他のものをいう。以下同じ。) (1) 牛トレサ法第9条の規定により個体識別番号が通知されてからとさつまでの間にあっては、個体識別番号

- 4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、(7)に掲げる事項については、生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて肉用子牛を購入する場合に限る。
- (1) 生産情報の記録、保管及び公表に関する事項
- (4) (略)
- (3) 牛肉の受入れ、保管及び出荷に関する事項
- (4) (略)
- (5) 年間の生産計画の策定及び当該計画の<u>登録認証機関</u>(<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>をいう。以下同じ。) への通知に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての<u>登録認証機関</u>による確認等業務の適切な実施 に関し必要な事項
- (7) (略)
- 5・6 (略)

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

- 2 管理者(生産行程管理者の職員又は外注管理の受託者であって、牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる職務を行わせること。
- (1) 外国で出生した牛に係る牛肉にあっては、牛が出生した時に当該牛の管理者が当該牛の個体 識別情報を表示した耳標その他の物体を遅滞なく当該牛に装着するとともに、やむを得ない理 由がある場合を除いて、当該物体が牛から取り外されることのないよう管理すること。ただし 、輸入された牛にあっては、牛トレサ法第9条の規定により個体識別番号の通知を受けた後は 、この限りでない。
- (2) 管理者が生産行程の管理又は把握を担当する者と同一の者でない場合にあっては、管理者において個体識別番号等に対応させて牛の個体ごとに生産情報を記録し、生産情報の管理又は把握を担当する者に当該記録を確実に伝達すること。
- (3) やむを得ない理由により、個体識別番号を表示した耳標又は個体識別情報を表示した耳標その他の物体が牛から取り外されたときは、これに代わって当該牛の個体を識別するための措置を生産行程管理者の指示により講じること。
- 3 牛肉の生産情報の公表を担当する者(生産行程管理者の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者)に、当該牛肉の生産情報を個体識別番号又は個体識別情報ごとに、とさつされた日から3年以上公表させること(生産情報以外の情報を公表する場合にあっては、生産情報とそれ以外の情報に分けて公表させること。)。ただし、個体識別番号又は個体識別情報に対応する生産情報公表牛肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表牛肉に係る生産情報の公表を取りやめることができる。
- 4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、(7)に掲げる事項については、生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて肉用子牛を購入する場合に限る。
- (1) 生産情報の記録、保管及び公表に関する事項
- (2) と畜処理に関する事項
- (3) 牛肉の保管及び出荷に関する事項
- (4) 苦情処理に関する事項
- (5) 年間の生産計画の策定及び当該計画の<u>登録認定機関(登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>をいう。以下同じ。) への通知に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての<u>登録認定機関</u>による確認等業務の適切な実施 に関し必要な事項
- (7) 肉用子牛の購入に関する事項
- 5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該牛のとさつの日から3年以上保持するとともに、生産情報を当該牛のとさつの日から3年以上公表すること。ただし、個体識別番号又は個体識別情報に対応する生産情報公表牛肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表牛肉に係る生産情報の公表を取りやめることができる。

1 (略)

2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、<u>登</u> <u>録認証機関</u>が指定する講習会(以下「講習会」という。)において牛肉の生産情報に係る管理 又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) (略)

四 格付の実施方法

1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(以下「格付規程」という。)を具体的かつ体系的に整備していること。

(1)~(6) (略)

(7) <u>登録認証機関</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項 2~4 (略)

7. (略)

1 生産行程管理担当者

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上(当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上)置かれていること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産(と畜処理を含む。以下同じ。)又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者
- 2 生産行程管理責任者
- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、<u>登</u> <u>録認定機関</u>が指定する講習会(以下「講習会」という。)において牛肉の生産情報に係る管理 又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において牛肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(以下「格付規程」という。)を具体的かつ体系 的に整備していること。
 - (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項
 - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - (4) 出荷後に生産情報公表牛肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - (5) 記録の作成及び保存に関する事項
 - (6) 生産情報に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的事項
 - (7) 登録認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。
- 3 牛肉に付与する個体識別番号、個体識別情報又は荷口番号の伝達が適切に行われることが確実 と認められること。
- 4 生産情報公表牛肉の表示が日本農林規格第4条又は第6条に規定する基準に従い、適切に行われることが確実と認められること。
- 五 格付を担当する者の資格及び人数
- 1 格付担当者

格付担当者として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において
生産情報公表牛肉に係る格付に関する課程を修了したものが1人以上(当該生産行程管理者が複
数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施
設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上)置かれていること。
2 格付責任者
格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1人選任されていること。

生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表 ○生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準(平成16年6月25日農林水産省告示第1221号)

改 正 後	改正前
生産情報公表豚肉についての生産行程管理者 <u>及び外国生産行程管理者</u> の <u>認証</u> の技術的基準	生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の <u>認定</u> の技術的基準
二 生産行程の管理又は把握の実施方法 1~3 (略)	 生産及び保管に係る施設 生産に係る施設 次の条件に適合していること。 (1) 生産に係る施設 次の条件に適合していること。 (1) 生産に係る記録をする場所が、生産情報公表豚肉の日本農林規格(平成16年6月25日農林水産省告示第1219号。以下「日本農林規格」という。)第2条に規定する生産情報(以下「生産情報」という。)の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。 (2) と畜場が、日本農林規格に従って生産された豚のと畜処理及びと畜に関する記録をするに際し、他の豚と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。 2 保管に係る施設 (1) 日本農林規格に従って生産された豚肉を、他の豚肉と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。 (2) 生産情報の記録について、他の記録と区別して3年間保管するのに支障のない広さ及び構造であること。 生産行程の管理又は把握の実施方法 生産行程の管理(外注管理(生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。)を含む。以下同じ。)又は把握を担当する者に、次に掲げる職務を行わせること。 (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進 (2) 日本農林規格第2条に規定する個体識別番号又は豚群識別番号に対応させて、生産情報を一元的に記録し、及びその記録を保管すること。 (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導 2 管理者(生産行程管理者の職員又は外注管理の受託者であって、豚の所有者その他豚を管理す
	2 管理者(生産行程管理者の職員又は外社管理の受託者であって、豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる職務を行わせること。 (1) 個体識別番号で管理した豚に係る豚肉にあっては、豚が出生した時に当該豚の管理者が当該豚の個体識別番号を表示した耳標その他の物体を遅滞なく当該豚に装着するか、又はそれと同
	等の個体を識別するための措置を行うとともに、やむを得ない理由がある場合を除いて、当該 物体が豚から取り外されることのないよう、又はそれと同等の個体を識別するための措置が損 なわれないよう管理すること。
	(2) 豚群識別番号で管理した豚に係る豚肉にあっては、同一の生産情報(出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。)を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理すること。 (3) 管理者が生産行程の管理又は把握を担当する者と同一の者でない場合にあっては、管理者に

- 4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
- (1) 生産情報の記録、保管及び公表に関する事項
- (略)
- (3) 豚肉の受入れ、保管及び出荷に関する事項
- (4) (略)
- (5) 年間の生産計画の策定及び当該計画の<u>登録認証機関</u>(<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>をいう。以下同じ。) への通知に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての<u>登録認証機関</u>による確認等業務の適切な実施 に関し必要な事項
- 5 6 (略)

- 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数
- 1 (略)

おいて個体識別番号又は豚群識別番号に対応させて豚の個体又は豚群ごとに生産情報を記録し、 生産情報の管理又は把握を担当する者に当該記録を確実に伝達すること。

- (4) やむを得ない理由により、個体識別番号を表示した耳標その他の物体が豚から取り外されたときは、これに代わって当該豚の個体を識別するための措置を生産行程管理者の指示により講じること。
- 3 豚肉の生産情報の公表を担当する者(生産行程管理者の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者)に、当該豚肉の生産情報を個体識別番号又は豚群識別番号ごとに、とさつされた日から3年以上公表させること(生産情報以外の情報を公表する場合にあっては、生産情報とそれ以外の情報に分けて公表させること。)。ただし、個体識別番号又は豚群識別番号に対応する生産情報公表豚肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表豚肉に係る生産情報の公表を取りやめることができる。
- 4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
- (1) 生産情報の記録、保管及び公表に関する事項
- (2) と畜処理に関する事項
- (3) 豚肉の保管及び出荷に関する事項
- (4) 苦情処理に関する事項
- (5) 年間の生産計画の策定及び当該計画の<u>登録認定機関(登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>をいう。以下同じ。)への通知に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての<u>登録認定機関</u>による確認等業務の適切な実施 に関し必要な事項
- 5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該豚のとさつの日から3年以上保持するとともに、生産情報を当該豚のとさつの日から3年以上公表すること。ただし、個体識別番号又は豚群識別番号に対応する生産情報公表豚肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表豚肉に係る生産情報の公表を取りやめることができる。
- 6 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数
- 1 生産行程管理担当者

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上(当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上)置かれていること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産(と畜処理を含む。以下同じ。)又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以

2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、<u>登</u> <u>録認証機関</u>が指定する講習会(以下「講習会」という。)において豚肉の生産情報に係る管理 又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) (略)

四 格付の実施方法

1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(以下「格付規程」という。)を具体的かつ体系的に整備していること。

(1) ~(6) (略)

(7) <u>登録認証機関</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項 2~4 (略)

五 (略)

上従事した経験を有するもの

- (3) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者
- 2 生産行程管理責任者
- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、<u>登</u> <u>録認定機関</u>が指定する講習会(以下「講習会」という。)において豚肉の生産情報に係る管理 又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において豚肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(以下「格付規程」という。)を具体的かつ体系 的に整備していること。
 - (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項
 - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - (4) 出荷後に生産情報公表豚肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - (5) 記録の作成及び保存に関する事項
 - (6) 生産情報に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的事項
 - (7) 登録認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が 適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。
- 3 豚肉に付与する個体識別番号又は豚群識別番号の伝達が適切に行われることが確実と認められること。
- 4 生産情報公表豚肉の表示が日本農林規格第4条に規定する基準に従い、適切に行われることが 確実と認められること。
- 五 格付を担当する者の資格及び人数
- 1 格付担当者

格付担当者として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において 生産情報公表豚肉に係る格付に関する課程を修了したものが1人以上(当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上)置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1人選任されていること。

生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表 ○生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準(平成17年7月29日農林水産省告示第1258号)

改 正 後	改正前
生産情報公表農産物についての生産行程管理者 <u>及び外国生産行程管理者の認証</u> の技術的基準	生産情報公表農産物についての生産行程管理者の <u>認定</u> の技術的基準
 一 (略) 二 生産行程の管理又は把握の実施方法 1~3 (略) 	- 生産及び保管に係る施設 生産に係る施設 生産に係る施設 生産に係る配設 生産に係る配験をする場所が、生産情報公表農産物の日本農林規格(平成17年6月30日農林水産省告示第1163号。以下「日本農林規格」という。)第2条に規定する生産情報及び同規格第5条に規定する情報(以下「生産情報等」という。)の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。 保管に係る施設 (1) 日本農林規格に従って生産された農産物を、他の農産物と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。 (2) 生産情報等の記録について、他の記録と区別して3年間保管するのに支障のない広さ及び構造であること。 生産行程の管理又は把握の実施方法 1 生産行程の管理、外注管理(生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。)を含む。以下同じ。)又は把握を担当する者(以下「生産行程管理担当者」という。)に、次に掲げる職務を行わせること。 (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進 (2) 日本農林規格第2条に規定する農産物識別番号(以下「農産物識別番号」という。)に対応させて、生産情報等を一元的に記録し、及びその記録を保管すること。 (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導 2 生産者 住産行程管理者の職員又は外注管理の受託者であって、ほ場及び栽培施設における栽培管理を行う者をいう。(1)において同じ。)に、次に掲げる職務を行わせること。ただし、生産者と生産行程管理者を請明する処置又は指導。 生産者を生産行程管理者を計算を記録し、これを生産行程管理担当者に提出すること。ただし、生産者と生産行程管理者を計画のよるときは、この限りでない。 (2) 生産行程に異常等が生じた場合には、生産情報等を農産物識別番号ごとに格付が行われた日から 3 年度情報等の公表を担当する者に、生産情報等と農産物識別番号ごとに格付が行われた日から 3 年以上(農産物識別番号に対応する生産情報公表農産物の特性を考慮して内部規程で定めて財務との合計日数が3年未満であるときは、当該合計日数以上)公表させること(生産情報等以外の情報を公表するとと(生産情報等との情報等とそれ以外の情報とに分けて公表させること。)。

- 4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
- (1) 生産情報等の記録、保管及び公表に関する事項
- (2) 農産物の受入れ、輸送、選別、保管、包装、出荷
- (3) (略)
- (4) 年間の生産計画の策定及び当該計画の<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>への通知に関する 事項
- (5) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 5 6 (略)

- 三 生産行程管理担当者の資格及び人数
- 1 (略)

- (1) 生産行程管理担当者が1人である場合には、その者が生産行程管理責任者として、<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>の指定する講習会(以下「講習会」という。)において農産物の生産情報等に係る管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) (略)
- 四 格付の実施方法
 - 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(2において「格付規程」という。)を具体的かつ体系的に整備していること。

(1)~(6) (略)

- 4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
- (1) 生産情報等の記録、保管及び公表に関する事項
- (2) 農産物の輸送、選別、保管、包装、出荷その他の工程に関する事項
- (3) 苦情処理に関する事項
- (4) 年間の生産計画の策定及び当該計画の<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>への通知に関する 事項
- (5) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報等の記録及び当該記録の 根拠となる書類を農産物の格付が行われた日から3年以上保持するとともに、生産情報等を当該 農産物の格付が行われた日から3年以上(農産物識別番号に対応する生産情報公表農産物のすべ てが格付が行われた日から最終消費者に販売された日までの日数と当該生産情報公表農産物の特 性を考慮して内部規程で定めた日数との合計日数が3年未満であるときは、当該合計日数以上) 公表すること。
- 6 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。
- 三 生産行程管理担当者の資格及び人数
- 1 生産行程管理担当者の資格及び人数

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者であって、適正な生産行程の管理又は 把握を行うものが1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学で農産物の生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、農産物の生産又は農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、農産物の生産又は農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 農産物の生産又は農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者
- 2 生産行程管理責任者
- (1) 生産行程管理担当者が 1 人である場合には、その者が生産行程管理責任者として、<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>の指定する講習会(以下「講習会」という。) において農産物の生産情報等に係る管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が2人以上置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において農産物の生産情報等に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。
- 四 格付の実施方法
- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(2において「格付規程」という。)を具体的かつ体系的に整備していること。
- (1) 生産行程についての検査に関する事項
- (2) 格付の表示に関する事項
- (3) 格付後の農産物の出荷又は処分に関する事項

(7) 登録認証機関又は登録外国認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項 $2\sim4$ (略)

五. (略)

- (4) 出荷後に生産情報公表農産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- (5) 記録の作成及び保存に関する事項
- (6) 生産情報等に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的事項
- (7) 登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。
- 3 農産物に付与する農産物識別番号の伝達が的確に行われることが確実と認められること。
- 4 生産情報公表農産物の表示が日本農林規格第4条及び第6条に規定する基準に従い、的確に行われることが確実と認められること。
- 五 格付を担当する者の資格及び人数
- 1 格付を担当する者の資格及び人数

格付を担当する者(2において「格付担当者」という。)として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表農産物に係る格付に関する課程を修了し、かつ、適正な格付を行うものが1人以上置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が2人以上置かれている場合には、格付責任者として、格付担当者の中から、講習会において農産物の生産情報等に係る格付に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表 ○生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準(平成20年3月21日農林水産省告示第 417号)

改 正 後	改正前
生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の <u>認証</u> の技術的基準	生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の <u>認定</u> の技術的基準
一 (略)	- 生産及び保管に係る施設 1 生産に係る施設 生産に係る記録をする場所が、生産情報公表養殖魚の日本農林規格(平成20年3月21日農林水産省告示第416号。以下「日本農林規格」という。)第2条に規定する生産情報(以下単に「生産情報」という。)の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。 2 保管に係る施設 (1) 日本農林規格に従って生産された養殖魚を、他の養殖魚と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。 (2) 生産情報の記録を、他の記録と区別して3年間保管するのに支障のない広さ及び構造である
 二 生産行程の管理又は把握の実施方法 1 ~ 3 (略) 	こと。 二 生産行程の管理又は把握の実施方法 1 生産行程の管理(外注管理(生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。)を含む。以下同じ。)又は把握を担当する者(以下「生産行程管理担当者」という。)に、次に掲げる職務を行わせること。 (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進 (2) 日本農林規格第2条に規定する識別番号(以下単に「識別番号」という。)に対応させて、生産情報を一元的に記録し、及びその記録を保管すること。 (3) 生産行程に異常等が生じた場合には、自ら必要な措置を講じ、又は生産者(生産行程管理者の職員又は外注管理の受託者をいう。以下同じ。)からの報告に基づき、当該生産者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示すること。 2 生産者に、次に掲げる職務を行わせること。 (1) 当該養殖魚の生産情報を記録し、これを生産行程管理担当者に提出すること。ただし、生産者と生産行程管理者とが同一の者であるときは、この限りでない。 (2) 生産行程に異常等が生じた場合には、生産行程管理担当者に報告し、当該生産行程管理担当者の指示により必要な措置を講ずること。 3 養殖魚の生産情報の公表を担当する者に、当該養殖魚の生産情報を識別番号ごとに、格付が行われた日から2年以上(識別番号に対応する生産情報公表養殖魚の全てが格付が行われた日から最終消費者に販売された日までの日数と当該生産情報公表養殖魚の特性を考慮して内部規程で定めた日数との合計日数が2年未満であるときは、当該合計日数以上)公表させること(生産情報以外の情報を公表する場合にあっては、生産情報とそれ以外の情報とに分けて公表させること。

- 4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)~(3) (略)
- (4) 年間の生産計画の策定及び当該計画の<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>への通知に関する 事項
- (5) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 5 6 (略)

- 三 生産行程管理担当者の資格及び人数
- 1 (略)

- 2 生産行程管理責任者
- (1) 生産行程管理担当者が1人である場合には、その者が生産行程管理責任者として、<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>の指定する講習会(以下単に「講習会」という。)において養殖魚の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) (略)
- 四 格付の実施方法
- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(2において「格付規程」という。)を具体的かつ体系的に整備していること。

(1)~(6) (略)

) 。

- 4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
- (1) 生産情報の記録、保管及び公表に関する事項
- (2) 養殖魚の輸送、選別、保管、包装、出荷その他の工程に関する事項
- (3) 苦情処理に関する事項
- (4) 年間の生産計画の策定及び当該計画の<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>への通知に関する 事項
- (5) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報の記録及び当該記録の根拠となる書類を養殖魚の格付が行われた日から3年以上保管するとともに、生産情報を当該養殖魚の格付が行われた日から2年以上(識別番号に対応する生産情報公表養殖魚の全てが格付が行われた日から最終消費者に販売された日までの日数と当該生産情報公表養殖魚の特性を考慮して内部規程で定めた日数との合計日数が2年未満であるときは、当該合計日数以上)公表すること。
- 6 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。
- 三 生産行程管理担当者の資格及び人数
- 1 生産行程管理担当者の資格及び人数

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者であって、適正な生産行程の管理又は 把握を行うものが1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学で水産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、水産物の生産(採捕を含む。以下同じ。) 又は水産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、水産物の生産又は水産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 水産物の生産又は水産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者
- 2 生産行程管理責任者
- (1) 生産行程管理担当者が1人である場合には、その者が生産行程管理責任者として、<u>登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>の指定する講習会(以下単に「講習会」という。)において養殖魚の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が2人以上置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において養殖魚の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。
- 四 格付の実施方法
- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程(2において「格付規程」という。)を具体的か つ体系的に整備していること。
 - (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項

(7) <u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項 $2\sim4$ (略)

五 (略)

- (3) 格付後の養殖魚の出荷又は処分に関する事項
- (4) 出荷後に生産情報公表養殖魚の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- (5) 記録の作成及び保存に関する事項
- (6) 生産情報に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的事項
- (7) 登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が 適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。
- 3 養殖魚に付与する識別番号の伝達が的確に行われることが確実と認められること。
- 4 生産情報公表養殖魚の表示が日本農林規格第4条に規定する基準に従い、的確に行われることが確実と認められること。
- 五 格付担当者の資格及び人数
- 1 格付担当者の資格及び人数

格付を担当する者(2において「格付担当者」という。)として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表養殖魚に係る格付に関する課程を修了し、かつ適正な格付を行うものが1人以上置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が2人以上置かれている場合には、格付責任者として、格付担当者の中から、講習会において養殖魚の生産情報に係る格付に関する課程を修了したものが1人選任されていること

改 正 後	改正前
生産情報公表牛肉についての小分け業者の <u>認証</u> の技術的基準	生産情報公表牛肉についての小分け業者の <u>認定</u> の技術的基準
 小分けし、及び格付の表示を付するための施設 1・2 (略) 	 小分けし及び格付の表示を付するための施設 1 小分けのための施設 牛肉を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造であること。 2 格付の表示のための施設 証票の管理のための施設であること。
二 小分けの実施方法 1・2 (略)	 □ 小分けの実施方法 1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。 (1) 小分けに関する計画の立案及び推進 (2) 小分けの過程において生産情報公表牛肉がいずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難になる場合にあっては、当該生産情報公表牛肉に荷口番号(20以内の個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第2条に規定する個体識別番号をいう。)又は個体識別情報(生産情報公表牛肉の日本農林規格(平成15年10月31日農林水産省告示第1794号)第6条に規定する個体識別情報をいう。)に対応する番号又は記号をいう。以下同じ。)を付与すること。 (3) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言2 小分け責任者が生産情報公表牛肉に荷口番号を付与する場合にあっては、生産情報の公表を担当する者(小分け業者の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者)に次に掲げる職務を行わせていること。 (1) 荷口番号に対応する個体識別番号又は個体識別情報により識別された牛に係る生産情報公表牛肉の生産情報を、生産行程管理者又は個体識別情報により識別された牛に係る生産情報公表キ肉の生産情報を、生産行程管理者又は個体識別情報により識別された牛に係る生産情報公表などに整理し、及び記録し、並びに当該記録を保管すること。 (2) (1)の記録に基づき、生産情報を荷口番号ごとに、荷口番号を付与した日から3年以上公表すること(生産情報以外の情報を公表する場合にあっては、生産情報とそれ以外の情報に分けて公表させること。)。ただし、荷口番号に対応する生産情報公表牛肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、荷口番号を付与した日から3年を経過する前であっても、当該荷口番号に対応する生産情報の公表を取りやめることができる
3 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)~(7) (略)	。 3 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1) 牛肉の受入れ及び保管に関する事項 (2) 小分け前の牛肉の格付の表示の確認に関する事項 (3) 小分け後の牛肉の格付の表示に関する事項 (4) 小分けの方法に関する事項

(8) 小分けの実施状況についての<u>認証機関(登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>をいう。以下同じ。)による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

4 (略)

三 小分けを担当する者の資格及び人数

1 (略)

2 小分け責任者

小分け責任者として、小分け担当者の中から、<u>認証機関が指定する講習会(以下「講習会」という。</u>)において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

1 (略)

- 2 格付の表示の実施方法
- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程(以下「格付表示規程」という。) を具体的かつ体系的に整備していること。

ア~オ (略)

カ 認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

(2) • (3) (略)

五 (略)

- (5) 牛肉の生産情報の記録、保管及び伝達に関する事項
- (6) 牛肉の牛産情報の公表に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) 小分けの実施状況についての<u>認定機関(登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>をいう。以下同じ。)による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 4 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を 当該記録の作成の日から3年以上保持すること。
- 三 小分けを担当する者の資格及び人数
- 1 小分け担当者

小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者
- 2 小分け責任者

小分け責任者として、小分け担当者の中から、<u>認定機関</u>が指定する講習会(以下「講習会」という。)において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

- 2 格付の表示の実施方法
- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程(以下「格付表示規程」という。) を具体的かつ体系的に整備していること。

ア 格付の表示に関する事項

- イ 生産情報の処理に関する事項(荷口番号の付与に関する事項)
- ウ 荷口の出荷又は処分に関する事項
- エ 出荷後に生産情報公表牛肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への 対応に関する事項
- オ 記録の作成及び保存に関する事項
- カ 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- (2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。
- (3) 生産情報を有する牛肉に付与された荷口番号が適切に付与されることが確実と認められること。
- 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表 〇生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準(平成16年6月25日農林水産省告示第1222号)

(下線部分は改正部分)

改 īĒ. īĒ. 生産情報公表豚肉についての小分け業者の認証の技術的基準 生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準 一 小分けし、及び格付の表示を付するための施設 一 小分けし及び格付の表示を付するための施設 1 • 2 (略) 1 小分けのための施設 豚肉を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造であること。 2 格付の表示のための施設 証票の管理のための施設であること。 二 小分けの実施方法 二 小分けの実施方法 1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。 1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。 (1) 小分けに関する計画の立案及び推進 (2) 小分けの過程において生産情報公表豚肉がいずれの豚から得られたものであるかを識別する (2) 小分けの過程において生産情報公表豚肉がいずれの豚から得られたものであるかを識別する ことが困難になる場合にあっては、当該生産情報公表豚肉に荷口番号(同一の認証生産行程管 ことが困難になる場合にあっては、当該生産情報公表豚肉に荷口番号(同一の認定生産行程管 理者(日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項又は同法第30条第 理者(農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条第2項又は同法第19 2項の規定による認証を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。) が管理する 条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。)が 個体識別番号又は豚群識別番号(牛産情報公表豚肉の日本農林規格(平成16年6月25日農林水 管理する個体識別番号又は豚群識別番号(牛産情報公表豚肉の日本農林規格(平成16年6月25 産省告示第1219号) 第2条に規定する個体識別番号及び豚群識別番号をいう。以下同じ。)に 日農林水産省告示第1219号) 第2条に規定する個体識別番号及び豚群識別番号をいう。以下同 対応する番号又は記号をいう。以下同じ。)を付与すること。 じ。)に対応する番号又は記号をいう。以下同じ。)を付与すること。 (3) (略) (3) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言 2 (略) 2 小分け責任者が生産情報公表豚肉に荷口番号を付与する場合にあっては、生産情報の公表を担 当する者(小分け業者の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者)に次に掲げる職務を行わせ ていること。 (1) 荷口番号に対応する個体識別番号又は豚群識別番号により識別された豚に係る生産情報公表 豚肉の生産情報を、生産行程管理者又はその委託を受けた者が公表しているところに従い、荷 口番号ごとに整理し、及び記録し、並びに当該記録を保管すること。 (2) (1)の記録に基づき、生産情報を荷口番号ごとに、荷口番号を付与した日から3年以上公表す ること(生産情報以外の情報を公表する場合にあっては、生産情報とそれ以外の情報に分けて 公表させること。)。ただし、荷口番号に対応する生産情報公表豚肉全てが最終消費者に販売 されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、荷口番号を付与した日から3年 を経過する前であっても、当該荷口番号に対応する生産情報の公表を取りやめることができる 3 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 3 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)~(7) (略) (1) 豚肉の受入れ及び保管に関する事項 (2) 小分け前の豚肉の格付の表示の確認に関する事項 (3) 小分け後の豚肉の格付の表示に関する事項

(8) 小分けの実施状況についての<u>認証機関</u>(<u>登録認証機関</u>又は<u>登録外国認証機関</u>をいう。以下同じ。)による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

4 (略)

三 小分けを担当する者の資格及び人数

1 (略)

2 小分け責任者

小分け責任者として、小分け担当者の中から、<u>認証機関</u>が指定する講習会(以下「講習会」という。)において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 1 (略)
- 2 格付の表示の実施方法
- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程(以下「格付表示規程」という。) を具体的かつ体系的に整備していること。

ア〜オ (略)

カ 認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

(2) • (3) (略)

五. (略)

- (4) 小分けの方法に関する事項
- (5) 豚肉の牛産情報の記録、保管及び伝達に関する事項
- (6) 豚肉の牛産情報の公表に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) 小分けの実施状況についての<u>認定機関(登録認定機関</u>又は<u>登録外国認定機関</u>をいう。以下同じ。)による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 4 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上保持すること。
- 三 小分けを担当する者の資格及び人数
- 1 小分け担当者

小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者
- 2 小分け責任者

小分け責任者として、小分け担当者の中から、<u>認定機関</u>が指定する講習会(以下「講習会」という。)において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

- 2 格付の表示の実施方法
- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程(以下「格付表示規程」という。)を具体的かつ体系的に整備していること。
 - ア 格付の表示に関する事項
 - イ 生産情報の処理に関する事項(荷口番号の付与に関する事項)
 - ウ 荷口の出荷又は処分に関する事項
 - エ 出荷後に生産情報公表豚肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への 対応に関する事項
- オ 記録の作成及び保存に関する事項
- カ 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- (2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。
- (3) 生産情報を有する豚肉に付与された荷口番号が適切に付与されることが確実と認められること。
- 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表 〇生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準(平成17年7月29日農林水産省告示第1259号)

改 正 後	改 正 前
生産情報公表農産物についての小分け業者の認証の技術的基準	生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準
<u>小分けし、</u>及び格付の表示を付するための施設1・2 (略)	 小分けし及び格付の表示を付するための施設 1 小分けのための施設 農産物を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造であること。 2 格付の表示のための施設
二 小分けの実施方法1 (略)	証票の管理のための施設であること。 二 小分けの実施方法 1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。 (1) 小分けに関する計画の立案及び推進 (2) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)~(6) (略)	2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1) 農産物の受入れ及び保管に関する事項 (2) 小分け前の農産物の格付の表示の確認に関する事項 (3) 小分け後の農産物の格付の表示に関する事項 (4) 小分けの方法に関する事項 (5) 生産情報公表農産物の日本農林規格(平成17年6月30日農林水産省告示第1163号)第2条に規定する生産情報及び同規格第5条に規定する情報(以下「生産情報等」という。)の伝達に関する事項 (6) 苦情処理に関する事項
(7) 小分けの実施状況についての <u>登録認証機関</u> 又は <u>登録外国認証機関</u> による確認等業務の適切な 実施に関し必要な事項	(7) 小分けの実施状況についての <u>登録認定機関</u> 又は <u>登録外国認定機関</u> による確認等業務の適切な 実施に関し必要な事項
3 (略)	3 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録 (2の(1)から(3)までに掲げる事項についての記録をいう。以下同じ。)及び当該管理記録の根拠となる書類を当該管理記録の作成の日から3年以上保持すること。
三 小分けを担当する者の資格及び人数	三 小分けを担当する者の資格及び人数
1 (略)	 1 小分け担当者の資格及び人数 小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者
2 小分け責任者	2 小分け責任者
小分け責任者として、小分け担当者の中から、 <u>登録認証機関</u> 又は <u>登録外国認証機関</u> の指定する	小分け責任者として、小分け担当者の中から、 <u>登録認定機関</u> 又は <u>登録外国認定機関</u> の指定する

講習会(五において「講習会」という。)において小分けに関する課程を修了したものが1人選| 講習会(五において「講習会」という。)において小分けに関する課程を修了したものが1人選 任されていること。

- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 1 (略)
- 2 格付の表示の実施方法
- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程((2)において「格付表示規程」という。) を具体的かつ体系的に整備していること。

ア〜オ (略)

カ 登録認証機関又は登録外国認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項 (2) (略)

五. (略)

任されていること。

- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 1 格付の表示を付する組織 格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。
- 2 格付の表示の実施方法
- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程((2)において「格付表示規程」という。) を具体的かつ体系的に整備していること。
 - ア 格付の表示に関する事項
- イ 生産情報等の伝達に関する事項
- ウ 生産情報公表農産物の出荷又は処分に関する事項
- エ 出荷後に生産情報公表農産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口へ の対応に関する事項
- オ 記録の作成及び保存に関する事項
- カ 登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- (2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確 実と認められること。
- 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれ ていること。

生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表 〇生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準(平成20年3月21日農林水産省告示第418号)

改 正 後	改 正 前
生産情報公表養殖魚についての小分け業者の <u>認証</u> の技術的基準	生産情報公表養殖魚についての小分け業者の <u>認定</u> の技術的基準
一 <u>小分けし、</u>及び格付の表示を付するための施設1・2 (略)	 小分けを行い及び格付の表示を付するための施設 1 小分けのための施設 養殖魚を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造であること。 2 格付の表示のための施設 証票の管理のための施設であること。
二 小分けの実施方法1 (略)	二 小分けの実施方法 1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。 (1) 小分けに関する計画の立案及び推進 (2) 小分けの行程に生じた異状、苦情等に関する措置及びその対策に関する指導及び助言
2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)~(6) (略)	2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1) 養殖魚の受入れ及び保管に関する事項 (2) 小分け前の養殖魚の格付の表示の確認に関する事項 (3) 小分け後の養殖魚の格付の表示に関する事項 (4) 小分けの方法に関する事項 (5) 生産情報公表養殖魚の日本農林規格(平成20年3月21日農林水産省告示第416号)第2条に規定する生産情報(以下単に「生産情報」という。)の伝達に関する事項 (6) 苦情処理に関する事項
(7) 小分けの実施状況についての <u>登録認証機関</u> 又は <u>登録外国認証機関</u> による確認等業務の適切な 実施に関し必要な事項	(7) 小分けの実施状況についての <u>登録認定機関</u> 又は <u>登録外国認定機関</u> による確認等業務の適切な 実施に関し必要な事項
3 (略)	3 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録 (2の(1)から(3)までに掲げる事項についての記録をいう。以下同じ。)及び当該管理記録の根拠となる書類を当該管理記録の作成の日から3年以上保管すること。
三 小分け担当者の資格及び人数 1 (略)	三 小分け担当者の資格及び人数 1 小分け担当者の資格及び人数 小分けを担当する者(2において「小分け担当者」という。)として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者
2 小分け責任者 小分け責任者として、小分け担当者の中から、 <u>登録認証機関</u> 又は <u>登録外国認証機関</u> の指定する	2 小分け責任者

講習会(五において単に「講習会」という。)において小分けに関する課程を修了したものが1┃ 講習会(五において単に「講習会」という。)において小分けに関する課程を修了したものが1 人選任されていること。

- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 1 (略)
- 2 格付の表示の実施方法
- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程((2)において「格付表示規程」という。) を具体的かつ体系的に整備していること。

ア〜オ (略)

カ 登録認証機関又は登録外国認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項 (2) (略)

五. (略)

人選任されていること。

- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 1 格付の表示を付する組織 格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。
- 2 格付の表示の実施方法
- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程((2)において「格付表示規程」という。) を具体的かつ体系的に整備していること。
 - ア 格付の表示に関する事項
 - イ 生産情報の伝達に関する事項
 - ウ 生産情報公表養殖魚の出荷又は処分に関する事項
 - エ 出荷後に生産情報公表養殖魚の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口へ の対応に関する事項
- オ 記録の作成及び保存に関する事項
- カ 登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- (2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確 実と認められること。
- 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以 上置かれていること。